

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

令和4年9月6日(火)  
開会 13時30分  
閉会 14時05分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、大森達也委員、北野誕水委員、栗須百合香委員、  
富樫健二委員  
欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘  
次長(教職員担当) 佐藤史紀、次長(学校教育担当) 井ノ口誠充、  
次長(育成支援・社会教育担当) 中川実、次長(研修担当) 水野和久  
教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 米澤道隆  
教育財務課 課長 石井紳一郎、課長補佐兼班長 飛鳥井清司  
教職員課 課長 野口慎次、班長 若宮一哉、主査 鈴木良典  
高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志、係長(充指導主事) 水谷紀子、  
充指導主事 池山直子  
特別支援教育課 課長 早津俊一、充指導主事 中澤賢二、充指導主事 前川慶  
生徒指導課 課長 萬井洋、主幹兼係長 志良堂祥伸  
社会教育・文化財保護課 課長 天野長志、副参事兼班長 伊藤裕偉

### 5 請願・陳情の付議の結果

件名	審議結果
請願8 高校生のアルバイトを禁止しないことを求める請願について	不採択

### 6 議題件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第38号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第3号) (教育委員会関係)について	原案可決

## 7 報告題件名

- |      |   |
|------|---|
| 報告 1 | 令和 5 年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について |
| 報告 2 | 令和 5 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について             |
| 報告 3 | 令和 5 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 2 次選考試験の実施状況について        |

## 8 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（8 月 17 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

栗須委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 38 号は県議会提出前のため、議案第 39 号は人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の請願 8 号を審議し、公開の報告 1 から 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 38 号から第 39 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 請願 8 高校生のアルバイトを禁止しないことを求める請願について（公開）

（萬井生徒指導課長説明）

請願 8 高校生のアルバイトを禁止しないことを求める請願について  
請願について、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会教育長

まずは2ページをご覧ください。こちらが請願書の写しになります。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」では、三重県立高等学校の生徒のアルバイトを禁止しないことを求めています。「2 請願の理由」では、家庭の経済的な理由がある生徒にのみ、アルバイトを許可する学校があるが、当該生徒の家庭の経済的事情を悟らせてしまうことになり、好ましくない。

また、高等学校の卒業後に就職する生徒にとって、進路選択を行うために、アルバイトの経験は貴重であると思われる。これらのことから、県立高校生のアルバイトを禁止しないことを求めると記載がされております。

それでは1ページにお戻りください。請願文書表をご覧ください。請願に対する教育長の意見を、一番右の欄に記載しております。生徒のアルバイトについては、学校や生徒の状況等をふまえ、それぞれの学校で取り扱いを定めています。

各学校では、生徒が勤労観や職業観、社会的・職業的自立に向けて必要な能力を養うことができるよう、インターンシップや職業人講話等のキャリア教育を推進するとともに、長期休業期間中のアルバイトができるよう対応しています。アルバイトについては、学業や学校生活に支障がないよう指導している学校も多くありますが、年間を通してアルバイトを一律に禁止しているものではありません。

なお、校則については、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、時代の進展等をふまえて、絶えず積極的に見直すこととしています。その際、生徒が主体的に校則の見直しに参画できるよう促しています。

以上のことから、本請願で求められています高校生のアルバイトを禁止しないことを求める請願については、不採択といたしたい。説明は以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

請願8はいかがでしょうか。

#### 【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

#### ・報告事項

**報告1 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について（公開）**

（山北高校教育課長説明）

報告1 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出 三重県教育委員会事務局高校教育課長 特別支援教育課長

今回報告いたします実施要項は、高等学校入学者選抜及び特別支援学校入学者選考に

係る事務手続き等について規定したもので、各県立学校及び中学校はこの実施要綱に則り、選抜及び選考の事務を行います。

本実施要綱は、10月中旬に冊子にして、各県立学校及び中学校に配布した後、事務説明会を開催し説明を行うとともに、県のWebページにて一般公開する予定です。

お手元の報告1と別紙資料をあわせてご覧ください。報告1の1ページから5ページは、前年度からの主な変更点の概要についてです。なお、7月の教育委員会定例会において、別紙資料の50ページから152ページまでの各高等学校別実施要項につきましては、既に報告していますので、本日はそれらを除いた部分について報告いたします。

三重県立高等学校入学者選抜実施要項における本年度の主な変更点は5点です。報告1の1ページをご覧ください。1点目は、応募手続きについてです。これまで県立高等学校の入学者選抜の応募について、志願者が入学願書に志願者名や志願する高校名などを手書きで記入して提出していましたが、令和5年度選抜からは、志願者がWeb出願システムにより、応募することとします。

ただし、入学選抜手数料の納付方法については、現時点では、県の電子申請システムが電子納付に対応しておりませんので、これまでどおり、収入証紙納付書に三重県収入証紙を貼り、提出することとします。今後の県の電子申請システムの対応状況に応じて、入学選抜手数料の電子納付について検討していく予定です。

受検票については、出願後に高等学校が中学校等に公布し、中学校等から志願者に手渡ししていましたが、今年度からWeb出願システムにより、志願者が印刷できるようになります。

続いて2ページをご覧ください。2点目は調査書（様式4）のデータ登録についてです。中学校等は、選抜ごとに調査書を作成します。令和5年度選抜から、志願先高等学校ごとに、Web出願システムに調査書のデータを登録することとします。

3点目は、志願者一覧表についてです。中学校等は、高等学校に出願関係書類を提出する際に、それぞれの生徒の受け付け番号を記した志願者一覧表（様式26）を添付することとします。

3ページをご覧ください。4点目は、受検時に特別な配慮を必要とする者の入学志願についてです。既に中学校等を卒業した志願者が、受検時に特別な配慮を必要とする場合についての項目を新たに追記したものであります。

5点目は、志願高等学校等の変更の手続きについてです。後期選抜において、1回だけ志願する高等学校や学科を変更することができます。令和5年度選抜については、志願高等学校等を変更する場合、志願者がWeb出願システムにより、志願情報を変更して登録することとします。

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項の主な変更点については以上ですが、今年度はWeb出願システムに変わることで、手続き方法等に大きな変更がございますので、今後Web出願システムの操作方法や出願の手順を示すリーフレットを志願者や中学校、高等学校に配布し、10月から11月に開催する説明会等で丁寧に説明を行い、12月までに試行期間を設けるなどして周知をする予定です。以上です。

（早津特別支援教育課長）

続きまして、令和5年度三重県立特別支援学校入学者募集要項の変更点について、説明をさせていただきます。

報告1の5ページをご覧ください。あわせて別冊資料の募集要項154ページをご覧ください。変更点は、志願できる区域の変更についてです。鈴鹿・亀山地域に在住する肢体不自由のある生徒は、津市にある城山特別支援学校に通学することとしていましたが、児童生徒及び保護者の通学に係る負担を軽減するため、より居住地に近い鈴鹿市にある杉の子特別支援学校に通学できるよう、志願できる区域を見直します。

令和5年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者募集要項につきましては、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

富樫委員

1ページの(イ)のところで、在学する中学校等の校長を経由して志願先高等学校長に提出するとあり、他のところは既に中学校等を卒業した志願者と書いているんですけど、ここではそういうのを書かなくてもよろしいんですか。

山北課長

要項の別冊資料を数枚めくっていただきますと、1ページに実施要綱のページがあります。その(4)の募集方法(イ)のところの3行目には、要項自体には「なお、既に中学校等を卒業した志願者については」と書かせていただいています。ここについては、昨年までと変更がございませんので、こちらには記載をしております。

大森委員

杉の子特別支援学校の学区の変更でどのくらい子どもたちの生活環境が改善されるんですか。

早津課長

通学で鈴鹿市の方でバスを使っている方が見えるんですが、90分以上かかっているという状況がありますので、鈴鹿市にある学校に変わることによって、短縮されることがあります。居住地がそれぞれ異なりますので、それぞれ子どもたちによって違いますが、そのところの改善が図れると思っております。

大森委員

学校以外での密と言うのか、子どもたちが今までは城山特別支援学校に集中してたのが、杉の子特別支援学校に変わるということで、城山の子どもたちのそういう環境もかなり改善されるということですか。

早津課長

在籍者はそれによって城山の方は減るということになります。

大森委員

そのことで子どもたちのスペースも広がると。

早津課長

はい。

－全委員が本報告を了承する。－

#### ・報告事項

### 報告 2 令和 5 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について (公開)

(山北高校教育課長説明)

報告 2 令和 5 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について  
令和 5 年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について、別紙のと  
おり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日提出 三重県教育委員会事務局高校教育課長 特別支援教育課長  
1 ページをご覧ください。まず、県立学校の教科書採択の流れについてご説明します。  
県立学校の教科書については、毎年採択を行うことになっています。ただし、特別支援  
学校小学部・中学部の検定本については、小学校・中学校と同様に、4 年に 1 度採択する  
こととなっております。

各学校が児童生徒の特性等に最も適した教科書を選定するとともに、一層の公正確保  
を期するために、PTA 等、外部の方も含めた校内選定委員会を設置し、協議のうえ、校  
長が県教育委員会に内申します。この内申を受け、県教育委員会は、教科書の採択を行  
います。

次に、採択の概要についてです。高等学校で使用する教科書は、教科書検定を経て、  
「高等学校用教科書目録」に記載されている教科書のうちから選定します。令和 5 年度  
用教科書の採択は、総数 3, 139 点となっています。昨年度から 81 点増加していますが、  
令和 4 年度から新しい学習指導要領が実施されていることによる、教育課程の変更  
等が主な要因です。

各学校の内訳は 3 ページをご覧ください。また、各学校の採択表につきましては、5  
ページ以降をご覧ください。なお、今後教育課程等の変更に伴い、教科書採択について  
も変更の可能性があることをご了承ください。

(早津特別支援教育課長説明)

特別支援学校の教科書の採択の概要について説明いたします。3 の (1) にありますよ  
うに、特別支援学校では、児童生徒の障がいの種類や状態に応じて、「検定本」・「著作  
本」・「一般図書」の 3 つを採択しております。

「検定本」は、文部科学大臣の検定を経た教科書です。「著作本」は、文部科学省が著作の名義を有する知的障がいのある児童生徒を対象とした教科書で、☆(ほし)本と呼ばれるものや視覚障がいのある児童生徒が使用する点字本等が含まれます。

「一般図書」は、児童生徒の実態に応じた絵本や、卒業後の社会生活を見据えた内容の図書となっています。

採択の状況は、(2)にありますように、特別支援学校の総数で2,536点となりました。内訳につきましては、検定本473点、著作本497点、一般図書1,566点となっており、昨年度より172点増加しております。

今年度は、小学部・中学部で使用する検定済教科書の採択を行う年度ではないため、小学部・中学部の検定本の採択数は0となっております。

令和5年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択については、以上でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

北野委員

こちらに上がっている一覧というのは、高校生が3年間学ぶ教科書になるんですか。

山北課長

1年生から3年生までの全てが入ってますが、教科書自体は1年生だけ使うものとか、1年生から3年生まで3年間に渡って使うものとは限らないものもございます。

北野委員

1人1台端末という制度が始まっていると思うんですが、この教科書自体は、端末で見たりするってことは今後考えられていくのでしょうか。教科書もたくさんあると思うので、子どもたちが電車の中とかで結構重たい荷物を持ち運びされているようなんですけれども、1人1台端末が始まっているのに、教科書はそのまま行かれるんですか。

山北課長

デジタル教科書というのも当然でございます。この報告の中にはデジタル教科書が含まれていないのですが、今後デジタル教科書の検討も各学校で進められると思うんですが、今の制度でいきますと、デジタル教科書を使う場合は、紙の教科書を使った上で使うということになっていまして、委員の仰るところとは違うのかもしれませんが、今後色々検討を進めていくことだと思っております。

北野委員

今年度から高校1年生の方で情報の授業が始まったところですが、普通科高校での情報の授業というのは、今1年生だけが対象で、2年生や3年生は全く情報につ

いて勉強されてないということですか。

山北課長

新しい教育課程で情報Ⅰが、主に1年生でやっておりますけれども、これまでも情報の授業は、旧教育課程といたしますか。

北野委員

普通科高校でもあったんですか。

山北課長

はい。

井ノ口次長

今の高校1年生は、新しい学習指導要領で、今の2年生や3年生は一つ前の旧学習指導要領を適用しておりますが、情報という科目はそれよりも1つ2つぐらい前の学習指導要領から科目としてありまして、今の2年生や3年生は、一つ前の学習指導の情報で、今の1年生は新しい学習指導の情報をやっているとということで、全部適用されます。

大森委員

その情報は、旧と新ではどう違うっていう意味の質問だと思うんですけど。1年生から共通テストの受験科目になってきますよね。2年生、3年生はそうじゃないですよね。

井ノ口次長

今までは、スタートの時は本当に技術家庭のちょっとした延長のような形の情報だったんですけども、段々内容が充実してきておりまして、今の2年生や3年生は、科目名で言うと情報の科学と社会と情報という形になりますが、今の1年生からの教育課程は情報Ⅰと情報Ⅱという形になります。その情報Ⅰの内容もすごく充実してきておりまして、先ほども大森委員に言っていただきましたけども、今度の3年生の時に受験する共通テストでも出題する科目になってきておりまして、かなり内容が濃くなって専門的なものも含まれてくるという形で、プログラミングとかそういったものもかなり充実してきております。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・報告事項

**報告3 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について（公開）**

（野口教職員課長説明）

報告3 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

次のページをお願いします。今年度実施しました選考試験の状況が書いてあります。1番右の欄で、第2次受験者数が1,231名という報告でございます。8月17日から29日まで第2次試験を実施し、終了しました。

現在選考をしている状況でございます。9月26日に合格発表というように進めているところです。説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

**議案第38号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係）について（非公開）**

石井教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

**議案第39号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（非公開）**

天野社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・閉会宣言